平成２５年（フ）第４３７号
愛知県西尾市鳥羽町十三新田１番地58
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
北海道上川郡東神楽町ひじり野北１条７丁目７番６号
債務者　池上　　孝
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
北海道滝川市新町５丁目17番12号
債務者　柿崎　陽子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
北海道空知郡上砂川町字上砂川１番地２
債務者　辻　理津子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
北海道砂川市吉野３条南４丁目８番22号
債務者　増井　宏輔
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
盛岡市長橋町26番６号　シャルマンリールＨ－２号
債務者　石塚めぐみ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２８９号
盛岡市みたけ２丁目20番11号
債務者　佐々木幸子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１９８号
静岡県富士宮市外神27番地の６
債務者　渡井　利也
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３４４号
愛知県一宮市富士３丁目３番８号　カインドネス一宮313号
債務者　大里　健司
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２４５号
和歌山市鳴神138番地の12
債務者　大前　慶恭
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４７号
和歌山市松島375番地の１
債務者　西村美和子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６４号
和歌山県紀の川市西井阪171－１、住民票上の住所和歌山県紀の川市下井阪152番地15
債務者　阪田　英子（旧姓田伏）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６７号
和歌山市狐島366番地の７
債務者　服部　栄祐
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６８号
和歌山市狐島366番地の７
債務者　服部　恵子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３７３号
和歌山市杭ノ瀬17番地の４　東和第六団地５棟502号、住民票上の住所和歌山市杭ノ瀬14番地の28
債務者　森井　光男
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９５号
山口県宇部市常盤台２丁目７番26―101号
債務者　山口　博文
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３３０号
沖縄県島尻郡八重瀬町字港川330番地
債務者　大城五記子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３３７号
沖縄県那覇市小禄２丁目６番地７　ハイツ上原１－Ｃ
債務者　翁長　悦子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部